

川崎市営霊園の整備と管理の方針

平成27年12月

川 崎 市

目次

第1章 方針策定の趣旨.....	1
1. 方針の目的.....	1
2. 方針の位置づけ.....	1
第2章 市営霊園の現状と課題.....	2
1. 高い墓所需要.....	2
(1) 墓所の供給と霊堂におけるご遺骨の受け入れ.....	2
(2) 今後の墓所需要予測.....	2
2. 墓所の無縁化の進行.....	3
(1) 「市民意識調査」による無縁化の動向.....	3
3. 高齢化や核家族等への進行.....	3
(1) 人口動態にみる社会状況の変化.....	3
4. 墓所に対する意識の変化.....	4
(1) 一般墓所から新形式墓所への意識の変化.....	4
5. 公園緑地としての重要性.....	5
(1) 緑の基本計画等における位置づけ.....	5
(2) 市営霊園の緑に対する評価.....	5
(3) 公園緑地としての管理の現状.....	6
第3章 市営霊園の今後の整備と管理の方針.....	7
1. 公平で安定した墓所の供給.....	7
(1) 公平性の観点からの墓所供給.....	7
(2) 限られた土地の有効活用.....	7
2. 社会状況と市民ニーズに対応した墓所の供給.....	7
(1) 新たな墓所形態への対応.....	7
3. 効率的・効果的な霊園管理の推進.....	8
(1) 墓所の循環利用の推進.....	8
(2) 墓所利用期間の有期限化の導入.....	8
4. 公園緑地としての機能の充実.....	8
(1) 緑の保全および活用の充実.....	8
(2) 都市計画施設としての機能の充実.....	8
(3) 日常における市民利用の場としての充実.....	8

(4) 親しみのある市民利用の場としての充実.....	9
第4章 方針実現に向けた具体的な取組イメージ.....	10
1. 整備の取組イメージ.....	10
(1) 緑ヶ丘霊園.....	10
(ア) 有縁合葬型墓所の整備.....	10
(イ) 旧霊堂の再整備.....	11
(ウ) 多目的利用施設の整備.....	11
(エ) 公園機能の充実.....	11
(2) 早野聖地公園.....	11
(ア) 省スペース型墓所の整備.....	11
(イ) 有縁合葬型墓所の整備.....	11
(ウ) 多目的利用施設の整備.....	11
(エ) 公園機能の充実.....	12
2. 管理の取組イメージ.....	12
(1) 利用期間の有期限化.....	12
(2) 新たな省スペース型墓所の適切な供給と管理.....	12
(3) 無縁改葬の推進と墓所の再募集.....	13
(4) 新たな有縁合葬型墓所の供用と管理.....	13
(5) 霊堂の効率的な管理.....	13
(6) 受益者負担を基本とした管理費用等の見直しの検討.....	13
(7) 緑の保全の推進.....	13
(8) 公園緑地としての活用の推進.....	14
(9) 市民協働および広報活動の推進.....	14
(10) 公園緑地としての施設の管理の推進.....	14
第5章 市民に望まれる市営霊園となるために.....	15
1. 法制度見直しの働きかけ.....	15
2. 時代に合った取組の見直し.....	15
用語解説	16

第 1 章 方針策定の趣旨

1. 方針の目的

川崎市には、緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の 2 箇所の市営霊園があり、現在約 37,000 基の墓所が整備されています。しかしながら、人口は現在約 145 万人を超え平成 42 年まで微増の傾向にあり、近年の墓所応募状況などからも、市営霊園に対する需要が依然として高いことは明らかです。また、平成 5 年に「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」の答申を受けてから約 20 年の年月が経過し、市営霊園を取り巻く社会状況や市民意識に変化がみられることから、「市営霊園の今後のあり方」について改めて川崎市環境審議会へ諮問を行い、平成 26 年 12 月に答申を得たところです。

本方針は、答申を基本としながら、市営霊園の市民サービス向上・課題解決に取り組むために、「市営霊園の現状と課題」を抽出するとともに、市営霊園の目指すべき基本的な考え方、および今後取り組むべき事項である「整備と管理の考え方」を示すものです。

2. 方針の位置づけ

本方針の対象期間は概ね 20 年間とし、本方針に基づいて具体的な計画化、事業化を行いながら、整備と管理を推進するものとします。ただし、社会情勢の変化等により、本方針に見直しの必要性が生じた場合は、柔軟な対応を図るものとします。

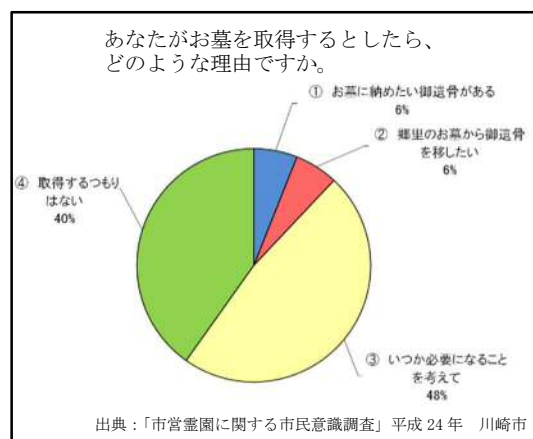
第2章 市営霊園の現状と課題

1. 高い墓所需要

(1) 墓所の供給と霊堂におけるご遺骨の受け入れ

本市には、緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の2箇所の市営霊園^{*1}があり、開園以来全体として約37,000基の墓所を提供してきましたが、墓所^{*2}の募集に際しては未だに抽選を行っている状況にあるとともに、「市民意識調査」^{*3}によると、墓所の取得について「いつかは必要になると考えている」との回答が48%を占めており、需要が依然として高い状況にあります。

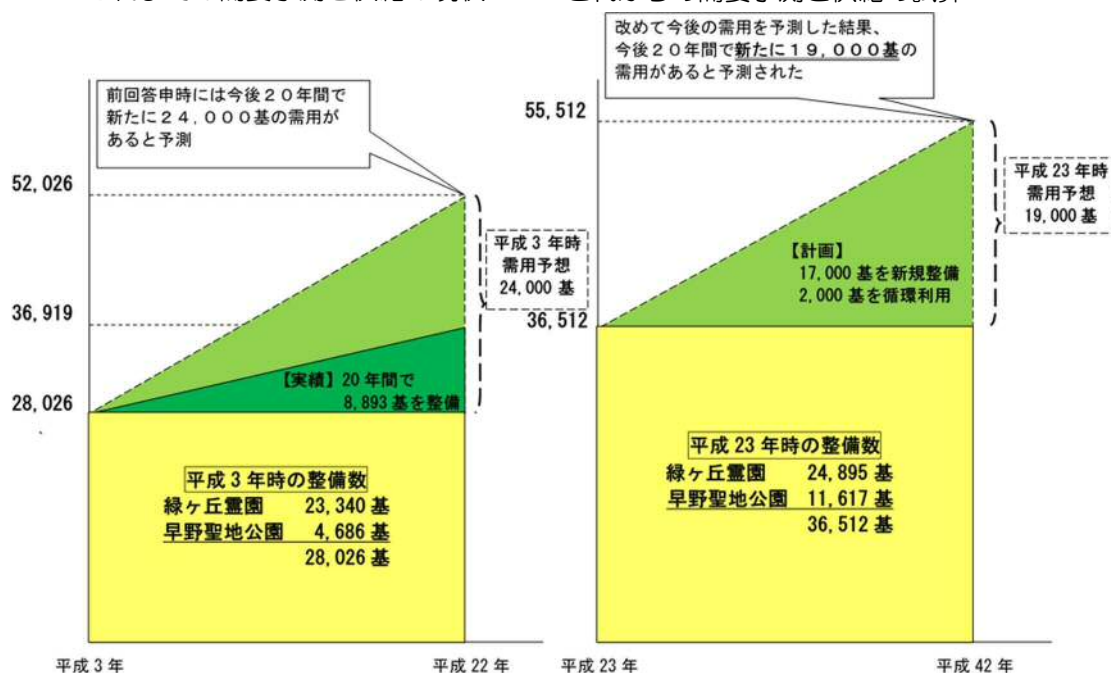
また、本市の納骨施設である緑ヶ丘霊堂^{*4}は、市民であれば待つことなく、いつでもご遺骨を預けることができます。しかし、収容限界に達したことから、第2霊堂を建設し、新たな霊堂へのご遺骨の受け入れは利用期限を設けることで需要に対応しています。



(2) 今後の墓所需要予測

平成23年に試算したところ、平成42年までの20年間の市営霊園の墓所需要は約19,000基であると予測されます。

《これまでの需要予測と供給の現状》 《これからの需要予測と供給の試算》

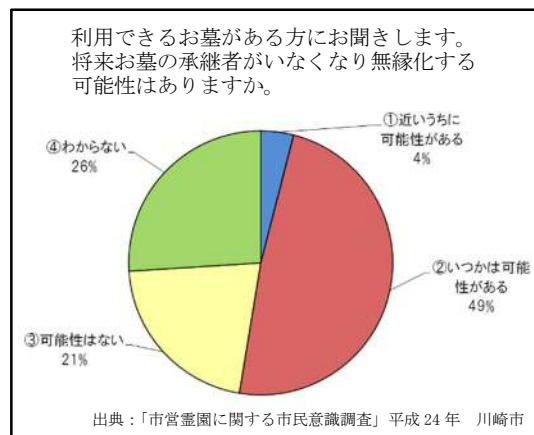


2. 墓所の無縁化の進行

(1) 「市民意識調査」による無縁化の動向

「市民意識調査」において、墓所を所有している人のうち「近いうち又はいつかは承継者がいなくなり無縁化する可能性がある」と回答した市民は53%となっており、多くの市民は墓所の無縁化への不安を抱えています。

実際、管理が行き届かずに荒れてしまった墓所や管理料滞納者の増加がみられ、本市では、無縁化した墓所についての無縁改葬手続^{*5}に着手しています。



3. 高齢化や核家族等への進行

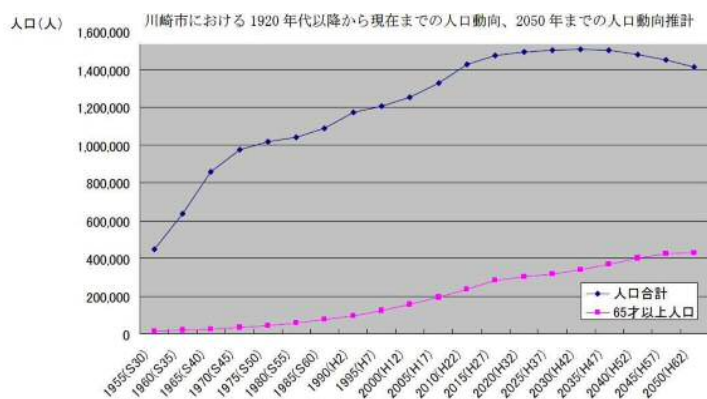
(1) 人口動態にみる社会状況の変化

平成5年には約119万人であった本市の人口は、平成27年4月には約146万人にまで増加しています。

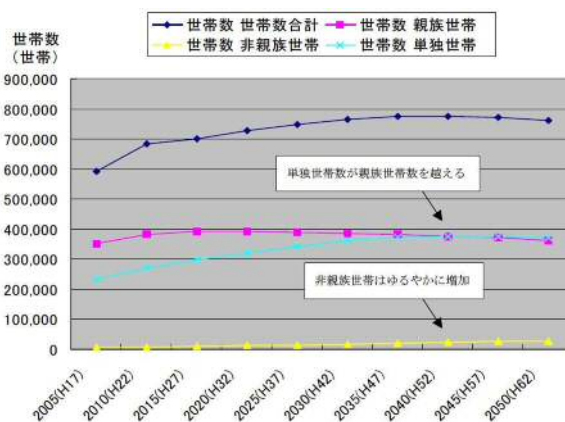
また、全国的には人口減少にあるなか、今後十数年は人口が増加すること、さらに、高齢化に加え、核家族・単独世帯の進行といった家族形態の変化が見られることから、墓所需要はこれからも増加が見込まれます。

一方、市営霊園でありながらも約3割の利用者が市外居住者となっています。

人口の推移



世帯数の推移



出典：「川崎市新総合計画策定資料」平成17年 川崎市

4. 墓所に対する意識の変化

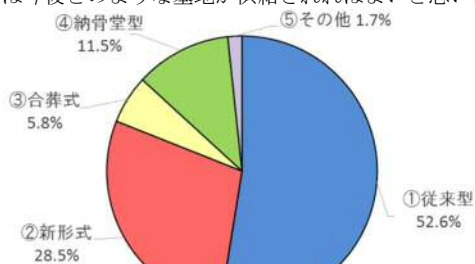
(1) 一般墓所から新形式墓所への意識の変化

「市民意識調査」の比較において、平成2年には一般墓所^{*6}の希望者は52.6%だったものが、平成24年には25%に減少しています。これに対して新形式^{*7}や合葬型墓所^{*8}の希望者は45.8%から72.0%に増加しています。さらに市営霊園を希望する人だけで集計した場合には、新形式や合葬型墓所の希望者は79.0%にも達しています。

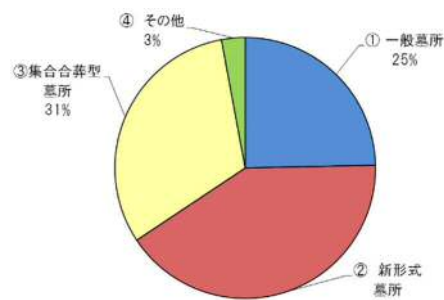
また、墓所は家制度などと結びつき、祖先・一族を弔う場として個々の土地を必要とし、個々に管理することが社会通念とされていましたが、「市民意識調査」では、「墓所として個々の土地を必要としない」などとする人が半数近くに増加しています。

さらに、墓所を選ぶにあたっては、「小さくても安い(価格)」、「交通の便(アクセス)」に続いて、「管理の負担の程度」が重視される状況となっています。

あなたは今後どのような墓地が供給されればよいと思いますか。

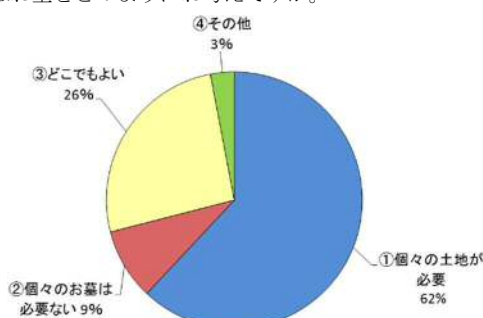


平成2年

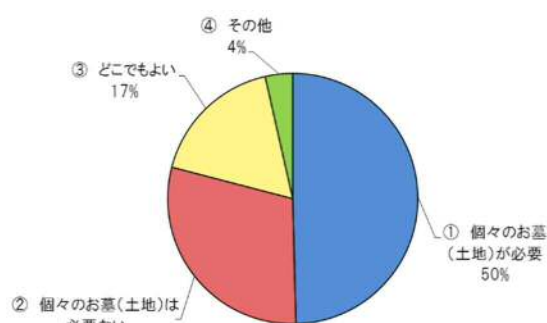


平成24年

あなたはお墓をどのようにお考えですか。

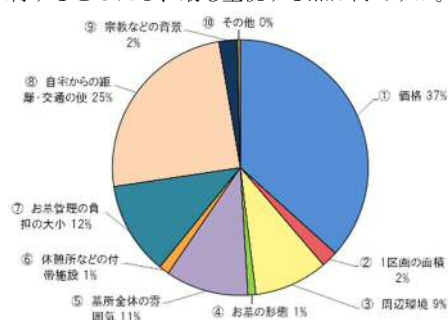


平成2年

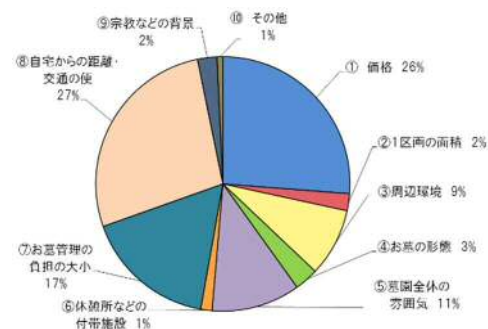


平成24年

お墓を取得するとしたら、最も重視する点は何ですか。



平成2年



平成24年

出典：「市営霊園に関する市民意識調査」平成2年および平成24年 川崎市

5. 公園緑地としての重要性

(1) 緑の基本計画等における位置づけ

地球規模での環境問題として、地球温暖化や生物多様性の保全への対応が求められており、これらの課題に対応するために平成20年に「川崎市緑の基本計画」を改定しました。その中では、2つの霊園ともに緑の軸線の核として位置づけています。さらに早野聖地公園を含む早野地区一帯を「緑と農の3大拠点」のひとつとして位置づけています。

また、平成26年に策定した「川崎市生物多様性地域戦略」において、市営霊園を「生き物の生息・育成の拠点」として位置づけています。

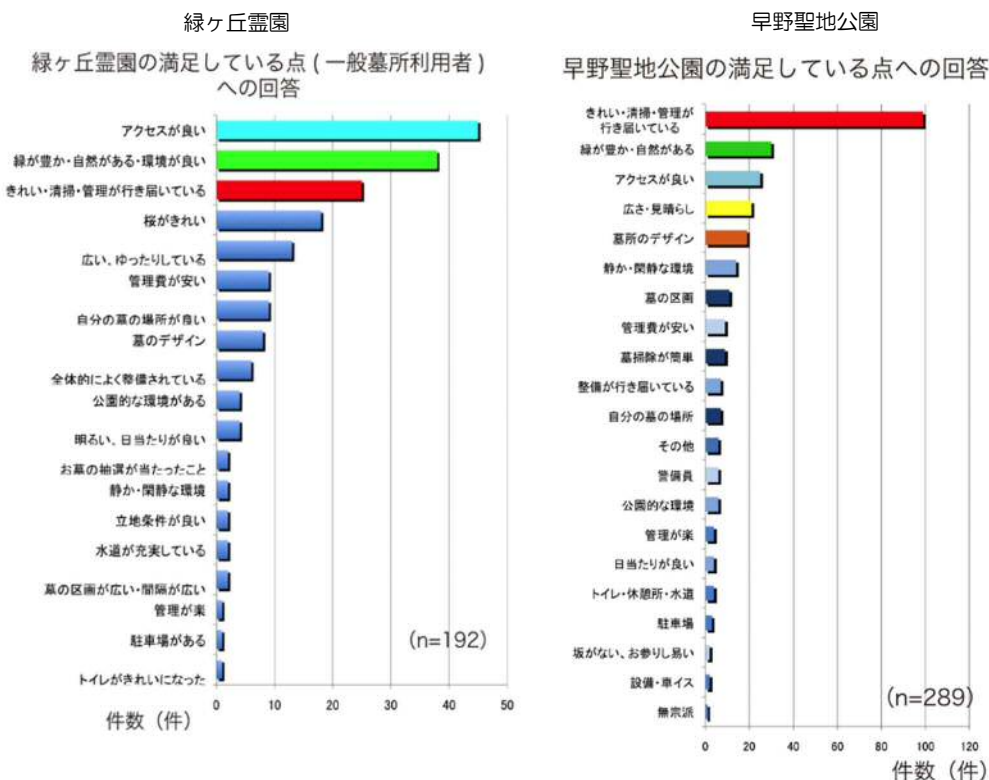
このように、市営霊園は平成5年の答申時よりもさらに公園緑地系統としての役割が期待されているところです。

(2) 市営霊園の緑に対する評価

「市民意識調査」の結果からみると、アクセスや管理に続き緑の豊かさが高い評価を受けています。

しかしながら、市営霊園は一般の公の施設とは異なり、専らが墓参など特殊な利用であることから、墓所利用者以外の市民に対しては、その恵まれた環境の存在価値や活用方法の周知が十分にできていない状況です。

市営霊園の満足している点



出典：「市営霊園に関する市民意識調査」平成24年 川崎市

(3) 公園緑地としての管理の現状

緑の豊かさが評価されている市営霊園ですが、その環境を維持するためには継続的な管理が必要です。現在、里地、里山として管理を進めている部分については、市民ボランティア等による生物の生息・生育環境の保全活動によって支えられています。

また、盆や彼岸等によって利用者数が大きく変動する特性があり、車両等の混雑について周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことがないように十分な配慮が必要です。

さらに、市営霊園内には埋蔵文化財包蔵地が確認されており、整備の際にはこれらを保全する取り組みが必要です。

なお、彼岸時に市民サービス向上の一環として民間事業者による墓参のための小型バスの運行を行っております。

第3章 市営霊園の今後の整備と管理の方針

今後の市営霊園は、公平で安定した墓所の供給を基本としながらも、豊かな自然環境が保全・活用されることで生物多様性への対応がなされるとともに、都市計画施設としての様々な機能を果たし、安心して快適な市民生活を実現するための貴重な財産として整備し、管理されなければなりません。

このことから、「墓」に対する意識の変化に対応することはもとより、市民が憩え、自然とふれあうとともに故人の魂の安らぎを祈念する場として、「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出し、誰もが訪れたいと思う市営霊園を目指すとともに、市営霊園が川崎市公園緑地系統の重要な拠点となることを目指し、今後の整備と管理の方針を以下のとおり定めるものとします。

1. 公平で安定した墓所の供給

(1) 公平性の観点からの墓所供給

将来の需要を踏まえた計画的な墓所整備を進め、公平で安定した墓所の供給を継続的にを行います。

(2) 限られた土地の有効活用

高密度に土地利用が図られている本市においては、新たな市営霊園を設けることは容易なことではありません。

こうしたことから、現在の市営霊園内で墓所の整備を進めることとしますが、整備を行うことができる土地には限りがあるため、今まで以上に工夫をこらした土地利用を図ります。

2. 社会状況と市民ニーズに対応した墓所の供給

(1) 新たな墓所形態への対応

「市民意識調査」によると、核家族化等の社会状況の変化により、墓所の無縁化への不安を抱く市民が増えているとともに、壁面型や合葬型などの多様な形態の墓所ニーズも増加しています。

このような市民意識の変化に対応するために、新たな埋葬形態や利用方法を導入した墓所整備を進めます。

3. 効率的・効果的な霊園管理の推進

(1) 墓所の循環利用の推進

これまでも実施してきた無縁化してしまった墓所に対する無縁改葬手続を今後も計画的に進め、手続きによって空いた墓所について再募集を行うことで墓所の循環利用を推進します。

(2) 墓所利用期間の有期限化の導入

無縁化予防の取組として、定期的に墓所利用者と連絡を取るために、利用期間を有期限化します。これにより期限に達した墓所については継続利用されるか有縁合葬型墓所等へ改葬され空き墓所となり市へ返還されることとなるため、返還された場合には再募集を行うことで墓所の循環利用を図ります。

なお、利用期間を有期限化することで、行政財産を特定の個人に長期的かつ独占的に利用させることとなる墓所の永代利用^{*9}がなくなり、行政財産の特性を踏まえた墓所の効率的な活用が図られることとなります。

4. 公園緑地としての機能の充実

(1) 緑の保全および活用の充実

自然とふれあえる空間として緑の保全と活用に視点を置きます。特に墓所整備が進行中の早野聖地公園においては、残された自然環境等を活かした整備を行います。また、市民との協働により良好な管理を行い、緑の充実も図ります。

(2) 都市計画施設としての機能の充実

市営霊園は都市計画決定された都市公園の一つとして位置づけられています。慰霊の場であるとともに、都市の環境保全、市民のレクリエーション、防災、景観等の様々な機能を備えたものとしします。また、一般の公の施設の利用とは異なり、利用形態には特殊性があることから、整備にあたっては、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないように配慮します。

(3) 日常における市民利用の場としての充実

市民の精神的な拠り所として郷土の自然を活かし質素ながらも荘厳さを持つ美しい環境となるように、また、訪れた際に素直に祈る気持ちになれるような雰囲気醸し出す場所としていきます。

(4) 親しみのある市民利用の場としての充実

これまでの市営霊園は、専らが墓参など特殊な利用のため、近づきにくい印象にありました。これからは、日常においても親しみある場所として、広く市民が利用できるようにしていきます。

第4章 方針実現に向けた具体的な取組イメージ

1. 整備の取組イメージ

社会状況の変化や「墓」に対する意識の変化、また今後の墓所需要に応えるため以下に掲げる様々な取組を推進します。

また、新規に市営霊園を整備することは、土地の取得から始まるすべての準備をこれから行うため、整備費が増高し、結果として墓所価格が高額になってしまい、市営霊園が果たすべき役割を果たすことが困難となってしまうことから、今後20年間における墓所供給は、緑ヶ丘霊園および早野聖地公園の既存の市営霊園で行います

さらに、本市の市営霊園は都市計画墓園として自然環境を保全活用し整備を進めてきましたが、一般の公の施設とは異なり、墓参者のご利用が主であることから、その恵まれた環境が活かされていませんでした。こうしたことから、静寂な雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするために、墓所に限らず施設整備においては、緑の配置や景観への配慮等を優先した整備を行い、日常においても市民が訪れたいくなるような親しみある場所としていきます。

(1) 緑ヶ丘霊園

(ア) 有縁合葬型墓所の整備

市民の皆様のニーズとして、樹林・樹木型合葬墓^{*10}などといわれる有縁の合葬型墓所を希望される方が増えています。

また、墓所は故人を弔う場として、個々に管理するものと思われてきましたが、高齢化や核家族化などから、墓所の管理の負担を軽減することが注目され、個人で管理する必要がない合葬型の墓所が望まれています。

さらに、現在、墓所をお持ちの方の中には、継いでくれる人がいないことから墓所を返還^{*11}したいが、ご遺骨の改葬先や本人の埋葬先が見つからないため、いわゆる「墓じまい」をためらっている方もおいでです。

こうした意識の変化に応えるとともに、墓所の返還に伴うご遺骨の新たな納め先として利用できる、本市が市民に代わって永代で供養させていただく有縁合葬型墓所を整備します。

(イ) 旧霊堂の再整備

現在、緑ヶ丘霊堂については、市民であればいつでもご遺骨をお預かりすることができます。しかし、将来的には収容限界に達し、新たな霊堂を設けなければなりません。また、新・旧霊堂のうち旧霊堂は昭和40年に供用を開始してから、約50年が経過し、施設が老朽化するとともに、大地震への対応が必要な状況となっています。

このことを踏まえ、旧霊堂については限りある土地を有効活用し、新規にもご遺骨をお預かりできるように収納容量を拡大する再整備を行います。

(ウ) 多目的利用施設の整備

緑ヶ丘霊園には管理事務所内の供用スペース以外には屋内の休憩場所がありません。また、法要等を行うことができる施設もありません。このことから、利用者サービスの向上のため、休憩だけでなく、宗教、宗派等を問わずに法要等も行える、多目的に利用が可能な施設を整備します。

(エ) 公園機能の充実

緑ヶ丘霊園には、クヌギやコナラ、シラカシなどで構成された緑豊かな樹林が現存するとともに、多様な生物が生息しており、隣接する神奈川県立東高根森林公園と一体で市民の憩い・自然観察の場となっています。

このように、市営霊園は墓所を提供する場であると同時に、公園緑地としての役割を担っていることから、故人の魂の安らぎを祈念する場としてだけではなく、市民が憩い自然とふれあえ誰もが訪れたいと思う場所とするために、県立東高根森林公園と連担した散策路整備や案内表示、便益施設の充実を図ります。

(2) 早野聖地公園

(ア) 省スペース型墓所の整備

限られた土地の中で、公平で安定した墓所の供給を続けるために、また利用者の管理の負担を少なくし、低廉な墓所の供給を行うために、従来の墓所よりもさらに省スペースな墓所を新たに整備します。

(イ) 有縁合葬型墓所の整備

有縁合葬型墓所については、緑ヶ丘霊園と同様に墓所に対する意識の変化などに対応するために、新規墓所整備エリアの造成に合わせて整備します。整備にあたっては早野の自然環境に配慮し緑に囲まれた樹林・樹木型の合葬墓とします。

(ウ) 多目的利用施設の整備

早野聖地公園には休憩施設として墓苑センターがございますが、法要等を行うことができる施設がありません。このことから、利用者サービスの向上のため、現在の墓苑セ

ンターを再築し、休憩だけでなく、宗教、宗派等を問わずに法要等も行える、多目的に利用が可能な施設を整備します。なお、整備にあたっては管理事務所機能や自然環境の情報等を提供するビジター機能も備えた複合施設とします。

(エ) 公園機能の充実

早野聖地公園は緑ヶ丘霊園同様に、墓所を提供する場であると同時に、公園緑地としての役割を担っています。また、園内には7つのため池や自然豊かな樹林が残されているほか、埋蔵文化財の包蔵地も存在します。

このことから、これらの資源を活かした周遊散策路や水辺環境の整備を行うとともに、市民が集い憩える広場や協働の取り組みを支える拠点的な施設の整備を図ります。

また、都市計画墓園として整備を進めるにあたり、利用形態の特殊性と地域の実情を考慮した出入り口や園路形態とします。

2. 管理の取組イメージ

市営霊園では、昭和18年から市民の皆様に墓所の供給を開始し、需要に見合った墓所供給を行ってきましたが、本市の人口増加とともに墓所需要も急激に伸び、さらに高齢化や家族形態の変化などからも墓所需要が高くなり、高い倍率での抽選が続いています。

社会状況の変化とともに墓所に対する市民の意識も変化しており、無縁化の進行も見られます。合葬型の墓所を希望したり、個別での墓所の管理を負担と感じたりという市民意識の変化が、多様化する慰霊形態への需要にもつながっています。

これまでも、墓所の供給と適正な管理に努めながら、無縁化した墓所の対策など新たな取り組みもはじめておりますが、今後はより一層社会状況や市民意識の変化に対応しながら、市民の皆様に公平で安定した墓所の供給を行っていくため、次に掲げる方針により管理に取り組みます。

(1) 利用期間の有期限化

有縁合葬型墓所の整備に合わせて、新たに整備する墓所については利用期間に期限を設けます。また、再募集する墓所についても利用期間に制限を設ける検討を行います。これにより墓所の循環利用を促進し、今後継続的に見込まれる市民の墓所需要に応えることとします。

(2) 新たな省スペース型墓所の適切な供給と管理

新たに整備する省スペース型墓所については、将来の墓所需要を踏まえた公平で安定した募集を行います。

また、省スペース型墓所の供用開始にあたっては、利用期間を有期限とし、期間満了後は有縁合葬墓へ改葬することを基本とし、改装後のご遺骨については市が永代で供養することとします。

(3) 無縁改葬の推進と墓所の再募集

継ぐ者がいないために荒れてしまう墓所が見られるなど、墓所の無縁化が進行しています。管理料滞納墓所への対応などを速やかに行い、無縁改葬手続を計画的に進め、返還墓所と合わせて空き墓所を適正に再募集します。

また、一般墓所の再募集にあたっては、より多くの墓所需要に応えるため、大規模区画を分割して募集を行うことについての検討を行います。

(4) 新たな有縁合葬型墓所の供用と管理

有縁合葬型墓所の整備後、これを適切に供用していきます。供用にあたっては、通常の利用に加えて、市営霊園内の墓所や霊堂からの改葬、さらには利用者本人のご遺骨の埋蔵先として利用を望む、いわゆる生前取得^{*12}などにも対応し、できるだけ多くの需要に応えられる施設とします。

また、有縁合葬型墓所では、ご高齢や承継者不在などにより墓参が困難となった場合でも、ご利用される市民に代わり市が永代で供養を行います。

(5) 霊堂の効率的な管理

霊堂ではいつでもご遺骨を預けることができるという、市民の皆様が安心できる運営を今後も行います。

また、お預かりしているご遺骨が無縁化することを防ぐために、お預かりしている期間中に継続して利用者の所在確認等を行います。

さらに、旧霊堂についても、改修に合わせて改めてご遺骨の受け入れができる状況を整え、新霊堂・旧霊堂一体で安定してご遺骨をお預かりできるようにします。

(6) 受益者負担を基本とした管理費用等の見直しの検討

公平で安定した墓所の管理運営を行っていくため、墓所の使用料・管理料について、適正な受益者負担の観点から見直しを検討します。なお、管理費用の見直しにあたっては、墓所の利用者が市外居住者である場合について、市民との公平性の確保のあり方も含めて検討します。

(7) 緑の保全の推進

生物多様性の保全など様々な自然環境を維持するために、これまでに培った緑の情報を活用し、市営霊園に現存する緑の資源を持続的に保全します。

(8) 公園緑地としての活用の推進

市営霊園を身近なものとして認識してもらい、さまざまな場面で公園緑地として活用してもらうために、多様な動植物の生育の場となっている園内の樹林地や池などの豊かな自然環境を活用した取組を行います。

(9) 市民協働および広報活動の推進

市営霊園の緑について適切な維持管理を継続的に行うために、市営霊園が魅力的な場所であることを認識してもらうための広報を行うとともに、市民との協働の取組を行います。

(10) 公園緑地としての施設の管理の推進

緑ヶ丘霊園は昭和18年に開園して約70年が経過していることから、園内の施設等については老朽化が進行しており、更新が必要な時期を迎えています。

特に参道の桜並木については、市内有数の名所として市民に親しまれていますが、近年では枯損腐朽等による倒木の被害も出ており、早急な対応が必要な状況となっています。

このようなことから、市営霊園においては今後、老朽化した施設(桜並木、水道管、トイレ、休憩施設等)を更新し適正な状態に戻したうえで、適切な状態を保つために長寿命化を念頭に据えた施設の管理を行います。

第5章 市民に望まれる市営霊園となるために

墓所を供給するための市営霊園としての役割に加え、市民の憩いの場としての新たな役割を担う市営霊園においては、今後も継続して緑の保全が図られ生物多様性などが保たれた場となる必要があります。

また、市営霊園という場所が広く人々に活用されるとともに、協働の活動などを通じてその価値が向上し、市民にとって特別な場所ではなく、日常における大切な場所として次世代へと引き継ぐという新たな意識が醸成されることが期待されます。

さらに、この意識の醸成が、その大切な場所を守り育むというさらなる取り組みを生み出し、持続可能な市営霊園へと飛躍することが望まれます。

このことから、方針に基づく具体的な取組に加え、次の点についても継続的に対応します。

1. 法制度見直しの働きかけ

「墓地・埋葬等に関する法律」を基本とする現在の法制度は、実情にそぐわない面をもっており、墓所の効率的な活用の支障となっています。

これは大都市自治体共通の課題であり、他都市と連携を図りながら、効率的な手続手法について検討するとともに、制度の見直し等について国へ要望していくことも必要であると考えます。

2. 時代に合った取組の見直し

社会状況が刻々と変化する現代においては、時代に合ったより柔軟な対応を行うことで、持続可能な市営霊園の整備と管理を継続することが可能となります。

このことから、一定期間ごとに市民意識や墓所需要についての振り返りを行い、具体的な取組を見直しながら、さらなる将来を常に見据えた対応をしてまいります。

用語解説

1) 「市営霊園」

「霊園」とは、欧米の森林墓地を参考に、東京都が初めて使用したものであり、川崎市では「緑ヶ丘霊園」および「早野聖地公園」を総じて市営霊園と称しています。

2) 「墓所」

墓が建っている各々の区画部分のこと。また、それらが集合して一団となっている状況についても本方針においては含むものとしています。

なお、墓地とは、墓所と付帯施設が設置された区域のことであり、「墓地、埋葬等に関する法律」においては、「死体を埋葬しまたは焼骨を埋蔵する墓が設けられる区域」と規定されています。

3) 「市民意識調査」

川崎市が無作為に抽出された市内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人に対して毎年実施している市政全般についての市民意識調査と同等に、市営霊園に関して平成 2 年と平成 24 年に実施した、意識調査のことをさします。

4) 「霊堂」

「墓地、埋葬等に関する法律」に、焼骨を収蔵する施設として納骨堂を規定しています。川崎市においては「墓地、埋葬等に関する法律」で規定する納骨施設でロッカー式の納骨段にご遺骨を収蔵する施設を「霊堂」と称しています。

5) 「無縁改葬手続」

縁故者がいなくなってしまうご遺骨について、縁故者に代わって別の墓所にご遺骨を移す手続きのことです。

6) 「一般墓所」

寺院などで古くから見られる一般的な墓所で、大半は墓碑、納骨室、囲い、塔婆立てなどで構成された個々の墓のことを称します。

7) 「新形式」

一般墓所に対し、違和感を抱くことのない程度に集約化、立体化した墓所のこと。平成 5 年の「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申において提案され、川崎市では、新形式として早野聖地公園に壁面型・芝生型・集合個別型の墓所があります。

8) 「合葬型墓所」

個々の墓所に対し、一つの施設の中に縁者だけでなく他人を含め多数のご遺骨と一緒に埋蔵、合祀する新たな形式の墓所のことを称します。

9) 「永代利用」

墓所の利用期限がなく永代での利用が可能であることを意味し、一方で永代にわたって管理をしなくてはならないという義務があることを意味します。

10) 「樹林・樹木型合葬墓」

死後は安らかに自然に還りたいという願いにかなうものとして、都立小平霊園に整備された共同埋葬型の墓所がメディアに取り上げられて有名となりました。

11) 「墓所を返還」

転居などにより新たな墓所を取得した際に、旧墓所の利用の権利を墓地管理者に返還することをさします。

12) 「生前取得」

残された人の負担を少しでも軽くしたいとの配慮から、自分や家族の墓所を生前のうちに取得することを称します。

付属資料

目 次

付属資料1 市営霊園の概要.....	1
(1) 緑ヶ丘霊園.....	1
(2) 早野聖地公園.....	2
付属資料2 市営霊園における現状等.....	3
(1) 墓地に関する市民意識.....	3
(2) 市営霊園における今後の墓所供給の考え方.....	3
(3) 市営霊園使用者の居住地状況.....	5
付属資料3 市営霊園における主な施設の整備予定	6
付属資料4 新たに整備する墓所のイメージ	
(1) 省スペース型墓所ゾーンの整備イメージ.....	7
(2) 有縁合葬型墓所ゾーンの整備イメージ.....	8

付属資料 1 市営霊園の概要

(1) 緑ヶ丘霊園

○緑ヶ丘霊園の概要

良質で低廉な墓所を整備するとともに、緑の保全やレクリエーション機能を併せもつ墓地公園として昭和18年に開設。造成、整備をほぼ完了し、平成20年度末現在、24,958基の墓所が整備されている。

また、墓地需要に対応するため、立体的な納骨施設である緑ヶ丘霊堂が設置されている。

都市計画決定面積 59.0ha

管理面積 57.8ha

取得済面積 57.7ha

○整備済墓所数 (H26. 4. 1 現在)

面積(m ²)	か所数	面積(m ²)	か所数
4	11,990	20	14
6	11,434	24	96
8	306	30	10
9	10	32	1
11	2	34	24
12	920	35	20
13	10	36	9
14	48	38	2
15	2	40	1
16	105	48	6
17	2	合計	25,012

○緑ヶ丘霊堂

旧霊堂 (S40 築) RC 平屋建 床面積 375 m²

収蔵可能数 14,500 体

新霊堂 (H23 増築) RC 平屋建 床面積 362 m²

収蔵可能数 12,000 体

使用料 32,000 円 (1 体、20 年更新)



参道



一般墓所(107区)



一般墓所(79区)



緑ヶ丘霊堂

(2) 早野聖地公園

○早野聖地公園の概要

早野聖地公園は、昭和44年に川崎市営第2霊園として都市計画決定され、昭和46年から用地取得を開始し、昭和54年に開設したものです。市民の墓地需要に対応し、良質で低廉な墓所を供給するため墓地の造成工事を進め、現在、一般墓所のほか新形式墓所である「壁面型墓所」や「芝生型墓所」、「集合個別型墓所」が整備されています。

早野聖地公園は、標高40～80mの多摩丘陵の一角に位置しており、3本の谷戸が入り込み、灌漑用の7つの池が点在しています。周辺は、西側に早野川流域に開かれた典型的な田園風景が広がり、東側には麻生区虹ヶ丘、横浜市青葉区すすき野の住宅街が形成されています。

今後は、「早野聖地公園基本計画」に基づき墓所の整備を進めるとともに、貴重な自然環境を生かした「自然生態保全観察型公園」として整備を進めていきます。

なお、園内では平成9年度に結成の里山ボランティアにより「人と自然の共生」をテーマに雑木林の管理が行われています。

都市計画決定面積 48.6ha

(早野梅ヶ谷特別緑地保全地区：10.9ha含む)

事業認可区域面積 37.0ha

事業区域取得面積 31.8ha

○整備済墓所数 (H26.4.1現在)

種 別		墓所数 (基)
一 般 墓 所 (4㎡)		4,858基
新 形 式	壁面型墓所 (下谷の杜)	1,000基
	壁面型墓所 (堤入の丘)	2,002基
	壁面型墓所 (中ノ谷の杜)	500基
	芝生型墓所 (龍ヶ谷の丘)	2,000基
	集合個別型墓所	2,052基
合 計	一 般 4,858基 (4㎡) 新形式 7,554基	12,412基



一般墓所



集合個別型墓所



壁面型墓所

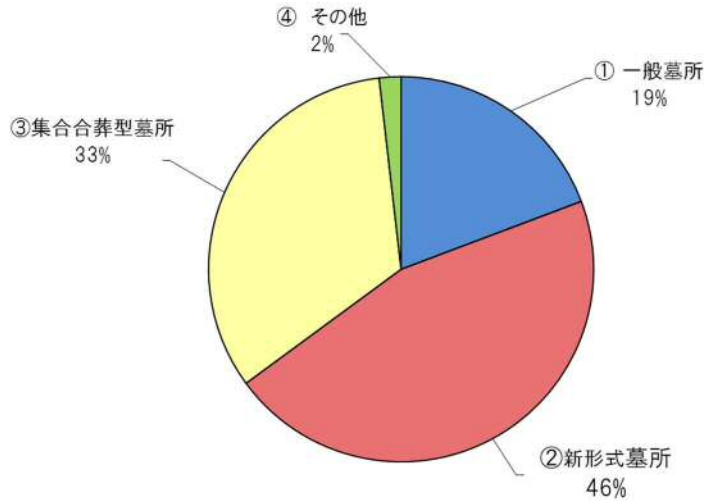


芝生型墓所

付属資料2 市営霊園における現状等

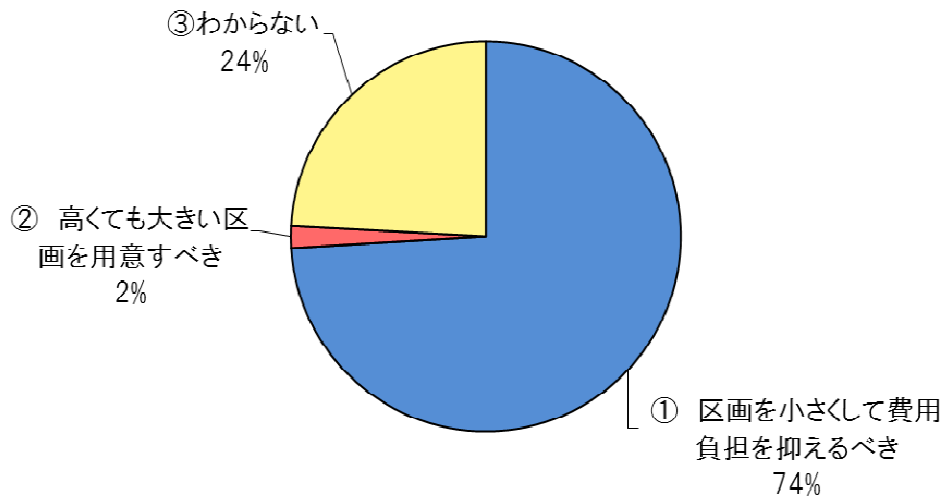
(1) 墓地に関する市民意識

①市営霊園の墓所を取得希望する方へ、どのような墓地が供給されればよいと思いますか。



出典：「市営霊園に関する市民意識調査」平成24年 川崎市

②墓地を取得する費用と区画の広さについて、あなたはどのように思いますか。



出典：「市営霊園に関する市民意識調査」平成24年 川崎市

(2) 市営霊園における今後の墓所供給の考え方

①需要予測

平成3年に試算した墓所の需要予測では、平成22年までの需要は約25,000基であったが、平成23年に前回の試算時と同等の方法で改めて試算したところ、平成42年までの20年間の需要は、約19,000基¹⁾であると予測された。

1)20年間の墓所需要量は、下記式で求められる毎年の墓所需要量の20年分の総和。

$$\begin{array}{c} \text{市営霊園に} \\ \text{おける毎年の} \\ \text{墓所需要量} \end{array} = \begin{array}{c} \text{毎年の} \\ \text{推定} \\ \text{死亡者数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{川崎市に定住} \\ \text{したいと思う} \\ \text{人の割合} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{川崎市での} \\ \text{墓所取得を希望} \\ \text{する人の割合} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{市営霊園の} \\ \text{墓所を希望} \\ \text{する人の割合} \end{array}$$

②供給の考え方

1) 墓所の形態について

ア) 市民意識調査における墓所ニーズ

- ・「合葬型墓所が良い」という意見が 31%
- ・「墓所が無縁化する可能性がある」という人が 53%
- ・「区画を小さくしても費用負担を抑えるべき」という意見が 74%

イ) 整備形態

市民意識調査の結果を受けて、新たに整備する墓所は以下の 2 種類を想定する。

○管理や承継が不要な合葬型墓所

整備コンセプト：御遺骨をお返ししないことを前提とし、親族だけでなく、多くの人と一緒に合祀する形式とする。また、自然環境と調和した墓所空間を創出する。

○従来より省スペースな墓所

整備コンセプト：1 墓所の占有面積を現行の 4 m²から 1.5 m²とし、約 6 割の占有面積の削減を図り、限られた敷地内で整備可能な墓所数の増加を目指す。また、墓所と公園緑地が一体となった空間の創出を図る。

2) 使用方法について

- ・墓所の使用期間は基本的に 20 年とし、更新ができるものとするが、その際には 更新手数料を徴収することを検討する。
- ・墓所が無縁化することを懸念する使用者には、20 年後に合葬型の墓所に手続き無しで移ることができる方法を検討する。

3) 墓所の効率的な使用による供給

ア) 返還墓所による供給

1,000 基【50 基(緑ヶ丘霊園 40 基/年・早野聖地公園 10 基/年)×20 年】

イ) 合葬型墓所への改葬によって返還される墓所による供給

1,000 基【50 基/年×20 年】

4) 新規墓所による供給

需要予測 19,000 基に対して、上記のとおり墓所の効率的な使用によって 2,000 基が供給されることから、新たに 17,000 基の墓所整備が必要となる。

ア) 合葬型墓所による供給

8,500 基【17,000 基×50% (市民意識調査での希望者割合)】

イ) 省スペースな墓所による供給

8,500 基【17,000 基-8,500 基 (合葬型墓所整備数)】

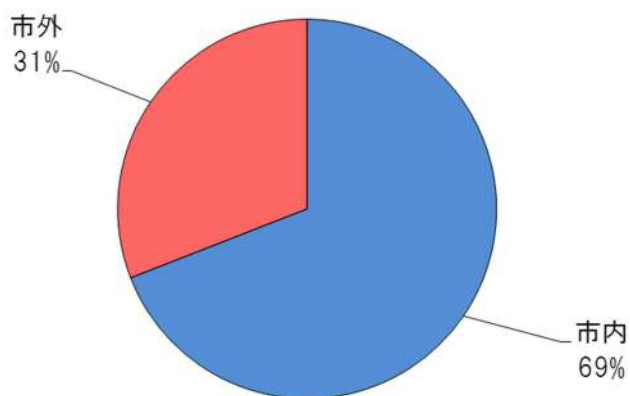
③今後の墓所供給のまとめ

供給方法 供給数	墓所の効率的な使用による供給		新規整備による供給		合計
	返還 (1,000 基)	合葬型墓所への改葬 (1,000 基)	合葬型墓所 (8,500 基)	省スペースな墓所 (8,500 基)	
供給基数	2,000 基		17,000 基 ²⁾		19,000 基

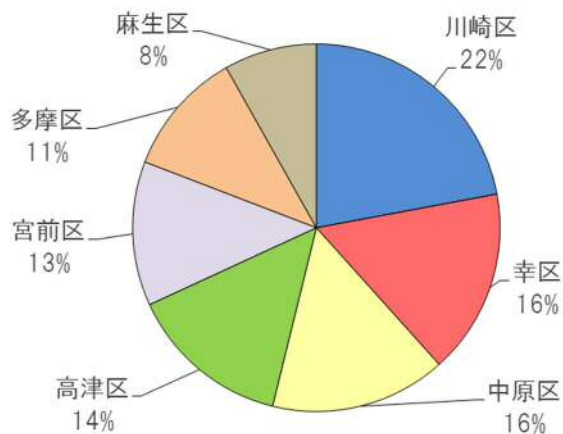
2) 新規に整備する 17,000 基の墓所については、早野聖地公園の新規整備エリア内で、合葬型墓所と省スペースな墓所を効率的に配置することで確保することができる。

(3) 市営霊園使用者の居住地状況

使用者の川崎市内居住割合



使用者の市内区別居住割合



出典：「市営霊園墓所台帳」平成 25 年 川崎市

付属資料3 市営霊園における主な施設の整備予定

○緑ヶ丘霊園



○早野聖地公園



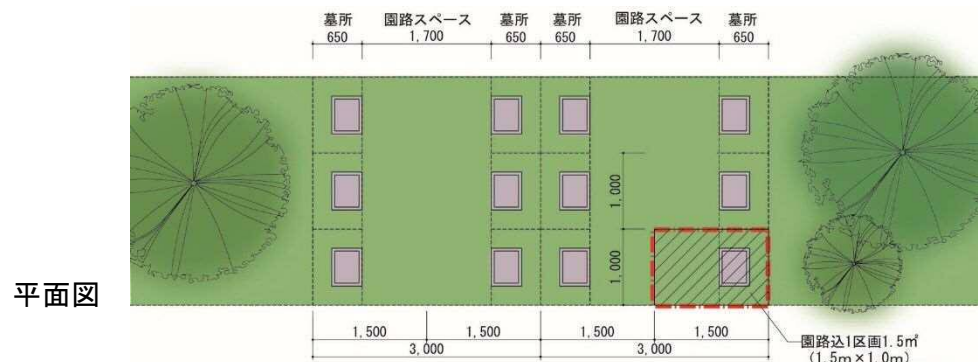
付属資料4 新たに整備する

(1) 省スペース型墓所ゾーンの整備イメージ

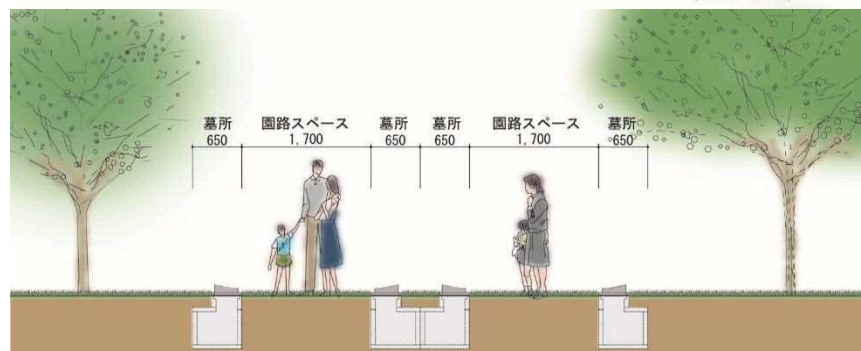
■整備方針

- ・墓所の配置は複数の墓所で小さな区画を構成する形とし、各区画はそれぞれ季節感のある植栽をテーマとするとともに、墓所の向きは2方向の向きを組み合わせることで特色のある空間づくりとする。
- ・墓所を整備する面積が限られている中で、今後の墓所需要に応えるため区画内に従来よりも省スペースな墓所を効率的に配置する。
- ・高齢化社会等の社会的背景を踏まえ、区画内は可能な限りバリアフリーに整備する。
- ・区画間のしつらえや配置等を工夫し、園内全体を楽しく散策できるようにする。

■標準図



断面図



■整備イメージ図



(2) 有縁合葬型墓所ゾーンの整備イメージ

■整備方針

【整備方針】

- ・早野の既存樹林と一体となった日常に寄り添った有縁合葬型墓所を整備する。
- ・管理や承継が不要な合葬型墓所とする。

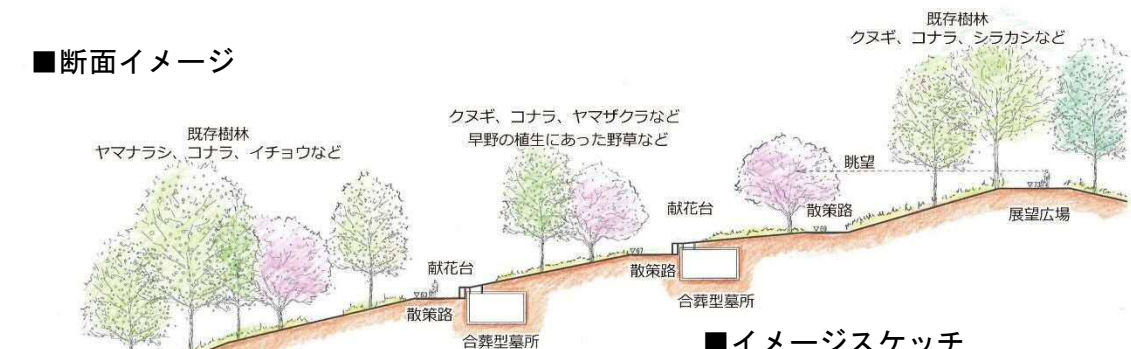
【形態・規模】

- ・形態：地下カロート式、墓参は地上部の合同献花台にて行う。地上部は散策路と明るい雑木林とし、日常の公園利用が可能なエリアとする。
- ・必要な規模：8,500体以上
- ・カロート規模：内径5.0m×10.0m×H2.5m×2箇所
※埋葬作業の効率性を図るため、容量と同等の作業スペースを確保する。また、今後の需要の変化を考慮して余裕を待たせた容量とする。

【運営管理方針】

- ・御遺骨を布袋等に入れて直接地下カロート内に合祀する。(親族だけでなく多くの人と一緒に埋葬)
- ・近隣住民に配慮する観点から直接土に触れる形での埋葬はしない。(カロート内に埋葬)
- ・御遺骨は返還しないことを前提とする。
- ・生前に墓所を取得することが可能な募集方法とする。

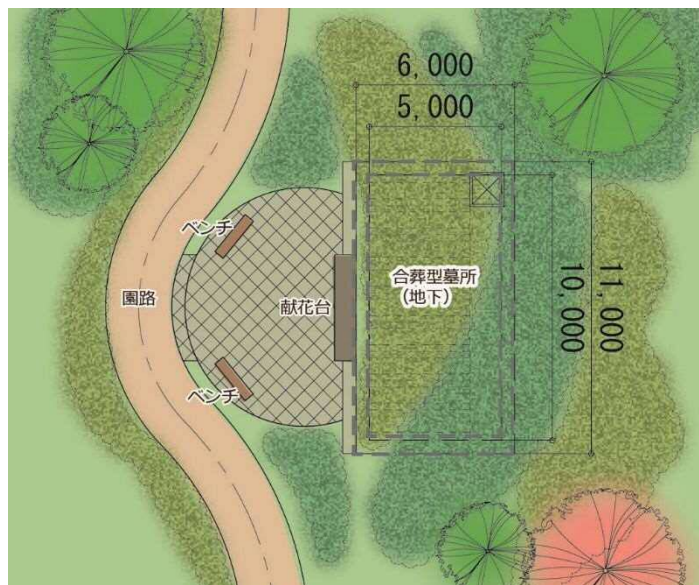
■断面イメージ



■イメージスケッチ



■平面図



■断面図

